

令和3年度羽曳野市事務事業評価シート(令和2年度実施事業)

				事務事業コード		642-02-01	
事務事業名		総合相談事業(人権文化センター)		事務の種類		自治事務(義務的なもの)	
				連絡先		072-955-4556	
担当部署名		人権文化センター		予算科目	会計	1	一般会計
総合基本計画	施策目標	6	歴史・文化が息づき 心身ともに躍動するまち		款	3	民生費
	施策	4	平和意識・人権尊重		項	1	社会福祉費
	施策の方向	2	人権擁護に関する施策の充実		目	6	社会福祉施設費
事業の概要	対象 (誰を・何を)	市内在住・在勤					
	目的 (どうしたいか)	生活上のさまざまな課題に対して専門の相談員を常任し、問題解決を図る					
	手段 (事業内容)	相談ができる常設窓口の開設					

予算・決算額		(単位:千円)			≪主な内訳(令和2年度決算)≫	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	【事業費】 総合相談委託料 7,485千円 【特定財源】 総合相談事業交付金 4,864千円	
当初予算額	事業費	6,475	7,485	7,287		
	事業費	6,475	7,485	—		
決算額	特定財源等	4,996	4,864	—		

活動指標		(事務事業の目的を達成するために、何をどれだけ行ったか)		
指標名	相談件数	単位	件	
指標の説明	1年間の相談件数			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標(見込)		1,200	1,100	1,100
実績		1,001	1,010	—

成果指標		(事務事業を実施したことにより、目的がどの程度達成されたか)		
指標名	相談件数	単位	件	
指標の説明	1年間の相談件数			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標(見込)		1,200	1,100	1,100
実績		1,001	1,010	—

個別評価			
妥当性	本事業を市が行うのは妥当か。	市が実施すべき義務的事業である。	A
	対象範囲や水準、手段は妥当か。	妥当である。	
	事業を廃止・休止した場合の影響は大きいか。	影響は大きい。	
有効性	目的に対する成果は上がっているか。成果向上の余地はあるか。	期待どおりの成果が上がっている。	A
	類似事業との統廃合はできるか。	統廃合はできない。/類似事業はない。	
	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	大きく貢献している。	
効率性	事業費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	A
	人件費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	受益者負担の割合は適正か。	受益者負担を求める性質のものではない。	

総合評価	現状維持	今後の改善内容
(担当部局による総合評価の理由や課題) 地域住民の様々な状況に寄り添い問題解決に向かうことは、隣保館としての重要な役割であることから、事業を継続していく必要がある。		(令和3年度以後の事業実施への改善内容)

令和3年度羽曳野市事務事業評価シート(令和2年度実施事業)

				事務事業コード		642-02-02			
事務事業名		地域交流促進事業		事務の種類		自治事務(任意のもの)			
				連絡先		072-955-4556			
担当部署名		人権文化センター		予算科目	会計	1	一般会計		
総合基本計画	施策目標		6		歴史・文化が息づき 心身ともに躍動するまち		款	3	民生費
	施策		4		平和意識・人権尊重		項	1	社会福祉費
	施策の方向		2		人権擁護に関する施策の充実		目	6	社会福祉施設費
事業の概要	対象 (誰を・何を)		市内在住・在勤						
	目的 (どうしたいか)		地域間の隔たりを無くし、人と人とが各種講習講座を通じて、ふれあい、認め合い、相互に協力し合うことにより、人権意識を高めていくことによって、人権尊重の重要性に対する市民の理解を深める。						
	手段 (事業内容)		各種講習講座の開催						

予算・決算額		(単位:千円)			≪主な内訳(令和2年度決算)≫	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
当初予算額	事業費	447	387	374	【事業費】 110千円 ・講師謝礼 53千円 ・消耗品費 9千円 ・教材費 48千円	
決算額	事業費	358	110	—		
	特定財源等	332	55	—		
					【特定財源】 ・講習講座参加費 55千円	

活動指標		(事務事業の目的を達成するために、何をどれだけ行ったか)		
指標名	講習講座募集人数	単位	人	
指標の説明	1年間で募集した人数			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標(見込)	75	25	54	
実績	72	25	—	

成果指標		(事務事業を実施したことにより、目的がどの程度達成されたか)		
指標名	講習講座申込者数	単位	人	
指標の説明	1年間で申込された人数			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標(見込)	75	25	54	
実績	59	23	—	

個別評価			
妥当性	本事業を市が行うのは妥当か。	妥当である。	A
	対象範囲や水準、手段は妥当か。	妥当である。	
	事業を廃止・休止した場合の影響は大きいか。	影響がある。	
有効性	目的に対する成果は上がっているか。成果向上の余地はあるか。	一定の成果は上がっているが向上余地がある。	B
	類似事業との統廃合はできるか。	統廃合はできない。/類似事業はない。	
	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	貢献している。	
効率性	事業費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	B
	人件費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	受益者負担の割合は適正か。	見直しを検討する余地がある。	

総合評価	改善して継続	今後の改善内容
(担当部局による総合評価の理由や課題) 講習講座に参加をすることで人権文化センターの事業目的であるさまざまな人権問題に触れる機会となり、地域交流の促進についても達成される。しかしながら、講座講習への参加者が固定化している傾向にあることから実施内容についての工夫や配慮が必要となる。		(令和3年度以後の事業実施への改善内容) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の影響で開催できなかった講習講座があった。地域交流を目的にしている事業であることから、マスクの着用や人数制限など感染防止策を講じながら、誰もが参加できる講座内容を検証、検討する。

令和3年度羽曳野市事務事業評価シート(令和2年度実施事業)

				事務事業コード		642-02-03		
事務事業名		人権文化センター管理事務事業		事務の種類		自治事務(任意のもの)		
				連絡先		072-955-4556		
担当部署名		人権文化センター		予算科目	会計	1	一般会計	
総合基本計画	施策目標		6		歴史・文化が息づき 心身ともに躍動するまち	款	3	民生費
	施策		4		平和意識・人権尊重	項	1	社会福祉費
	施策の方向		2		人権擁護に関する施策の充実	目	6	社会福祉施設費
事業の概要	対象 (誰を・何を)		自立を必要とする住民					
	目的 (どうしたいか)		人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るため①人権啓発及び人権文化に係る調査研究、②市民の自主的活動の促進、③地域福祉の支援等を実施する。					
	手段 (事業内容)		人権文化センターを安全かつ適正に維持管理する。					

予算・決算額		(単位:千円)			※主な内訳(令和2年度決算)※	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
当初予算額	事業費	5,712	4,987	4,925	【事業費】4,636千円 ・旅費 0千円 ・需用費 781千円 ・役務費 156千円 ・委託料 3,605千円 (管理委託料:1,678千円含む) ・分担金・参加費 94千円	
決算額	事業費	4,796	4,636	—		
	特定 財源等	6,483	6,700	—		
					【特定財源】 ・隣保館運営費等補助金 6,700千円 (人件費含む)	

活動指標	(事務事業の目的を達成するために、何をどれだけ行ったか)		
指標名	人権文化センター貸館業務	単位	件
指標の説明	1年間に使用許可した件数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標(見込)	90	90	90
実績	81	95	－

成果指標	(事務事業を実施したことにより、目的がどの程度達成されたか)		
指標名	人権文化センター貸館業務	単位	件
指標の説明	1年間の館使用件数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標(見込)	90	90	90
実績	81	91	－

個別評価			
妥当性	本事業を市が行うのは妥当か。	妥当である。	
	対象範囲や水準、手段は妥当か。	妥当である。	
	事業を廃止・休止した場合の影響は大きいか。	影響は大きい。	
有効性	目的に対する成果は上がっているか。成果向上の余地はあるか。	期待どおりの成果が上がっている。	
	類似事業との統廃合はできるか。	統廃合はできない。/類似事業はない。	
	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	貢献している。	
効率性	事業費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	人件費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	受益者負担の割合は適正か。	受益者負担を求める性質のものではない。	

総合評価	現状維持	今後の改善内容
(担当部局による総合評価の理由や課題) 施設の老朽化(昭和40年築)が進んでいることから、羽曳野市公共施設等総合管理計画(アクションプラン)に基づき、今後の施設の方向性について検討を行う必要があり、また、これからも地域の福祉の向上、人権啓発の拠点となる施設として、安全、安心かつ、効率的な運営を行う。		(令和3年度以後の事業実施への改善内容)